

第39回 労働安全コンサルタント試験
(産業安全関係法令)

受験番号

231019

安全関係法令

1/6

問 1 安全管理体制に関する次の記述のうち、労働安全衛生法令上、正しいものはどれか。

- (1) 都道府県労働局長は、労働災害を防止するため必要があると認めるときは、特殊化学設備であって特に危険な作業を必要とするものを設置する事業場で安全委員会の設置の義務のないものについて、事業者に対し、安全委員会の設置を命ずることができる。
- (2) 労働基準監督署長は、労働災害を防止するため必要があると認めるときは、事業者に対し、安全管理者の解任を命ずることができる。
- (3) 労働基準監督署長は、労働災害を防止するため必要があると認めるときは、労働災害を発生させた事業者に対し、安全衛生推進者の増員を命ずることができる。
- (4) 都道府県労働局長は、安全に係る技術的事項を管理するため必要があると認めるときは、事業者に対し、労働安全コンサルタントの中から安全管理者を選任するよう命ずることができる。
- (5) 都道府県労働局長は、労働災害を防止するため必要があると認めるときは、総括安全衛生管理者の適切な業務の執行を確保させるため、重大な労働災害を発生させた事業者に対し、総括安全衛生管理者の解任を命ずることができる。

問 2 安全衛生管理体制に関する次の記述のうち、労働安全衛生法令上、誤っているものはどれか。

- (1) 特定元方事業者である造船業の事業者は、一の場所において行う造船の仕事について、その労働者及び関係請負人の労働者の数の合計が常時50人以上であるときは、統括安全衛生責任者を選任しなければならない。
- (2) 都道府県労働局長は、労働災害を防止するため必要があると認めるときは、統括安全衛生責任者の業務の執行について当該統括安全衛生責任者を選任した事業者に勧告することができる。
- (3) 店社安全衛生管理者を選任しなければならない事業者は、選任した店社安全衛生管理者に、締結している請負契約に係る仕事を行う場所における特定元方事業者が行うべき協議組織の設置及び運営等の事項を担当する者に対する指導を行わせなければならない。
- (4) 統括安全責任者を選任しなければならない事業者から、一の場所において行う建設業の仕事の一部を請け負った事業者Aが、その仕事の一部を別の事業者Bに請け負わせた場合において、Bが自ら当該仕事を行うときは安全衛生責任者を選任しなければならない。
- (5) 安全衛生責任者を選任しなければならない請負人は、安全衛生責任者を選任したときは、遅滞なく、選任報告書を所轄労働基準監督署長に提出しなければならない。

問 3 機械による危険を防止するため事業者が講ずべき措置に関する次の記述のうち、労働安全衛生法令上、誤っているものはどれか。

- (1) 運転中の機械の刃部において切粉払いをするときは、ブラシその他の適当な用具を使用しなければならない。
- (2) 研削盤の研削といしを取り替えたときは、3分間以上の試運転を行わなければならない。
- (3) 寸動機構を有する動力プレスของ金型の調整のためスライドを作動させるときは、寸動により行わなければならない。
- (4) 木材加工用の手押しかな盤には、反ばつ防止のための反ばつ予防装置を設け、使用させなければならない。
- (5) 産業用ロボットの可動範囲内において、駆動源を遮断しないで教示の作業を行うときは、その作業を開始する前に、マニプレータの作動の異常の有無を点検しなければならない。

問 4 荷役作業等における労働災害を防止するため事業者が講じた措置に関する次の記述のうち、労働安全衛生法令上、違反となるものはどれか。

- (1) 一つの荷を構内運搬車に積む作業を行うとき、荷の重量が0.9トンであったので、当該作業を指揮する者を定めなかった。
- (2) 不整地運搬車から荷を卸す作業を行うとき、その最大積載量が1トンであったので、当該作業に従事する労働者が床面と荷台上の荷の上面との間を昇降するための設備を設けなかった。
- (3) コンベヤーを専ら水平の状態で使用して荷を運搬する作業を行うとき、コンベヤーは、逸走等防止装置を備えていないものを使用した。
- (4) フォークリフトを2年間使用しないとき、使用しない期間は当該フォークリフトの定期自主検査を行わなかったが、使用を再開する際に定期自主検査の事項について自主検査を行った。
- (5) 貨物自動車を用いて荷を運搬する作業を行うとき、運転中の貨物自動車の荷に接触することにより危険が生ずるおそれのある箇所に立ち入る必要があったので、誘導者を配置し、その者に当該貨物自動車を誘導させて、当該箇所に労働者を立ち入らせた。

問 5 建設機械等を用いて作業を行うとき、労働災害を防止するため事業者が講じた措置に関する次の記述のうち、労働安全衛生法令上、違反となるものはどれか。

- (1) コンクリートポンプ車を用いて行うコンクリート打設作業において、作業装置の操作者とホース先端部の保持者との間に連絡用の電話を設け、指名した者に当該電話を使用させたので、互いの連絡のための合図者は配置しなかった。
- (2) コンクリートポンプ車を用いて行うコンクリート打設作業において、ホース先端部の吹出口の前でコンクリートをならす作業を行うとき、監視人を配置し、その者に監視させて、コンクリートの吹出しにより危険が生ずるおそれのある箇所に労働者を立ち入らせた。
- (3) ボーリングマシンを用いて行うさく孔作業において、ボーリングマシンの巻上げ装置に荷重をかけたまま巻上げ装置を停止しておくときに歯止め装置により歯止めを行った。
- (4) 高所作業車の作業床に労働者が乗って建築物の補修作業を行っているとき、当該高所作業車の停止の状態を保持するためのブレーキを確実にかけさせてから、高所作業車の運転者を走行のための運転位置から離れさせた。
- (5) 高所作業車を用いて複数の現場の工作物の点検作業を行うとき、点検の作業については、あらかじめ、当該作業に係る作業計画を定め、当該作業計画により作業を行ったが、作業場所を移動する道路上の走行の作業については、作業計画を定めなかった。

問 6 建設作業における労働災害を防止するために事業者が講ずべき措置に関する次の記述のうち、労働安全衛生法令上、違反となるものはどれか。

- (1) 高さが5メートルの型枠支保工の支柱として、三つのパイプサポートを専用の金具を用いて継いで用いた。
- (2) 軒の高さが4.5メートルの木造建築物であったので、その解体の作業を行うときに木造建築物の組立て等作業主任者の選任を行わなかった。
- (3) つり足場の上で脚立きやまたつを用いて作業することを禁止した。
- (4) 高さ10メートルのコンクリート造の工作物を解体する作業を行うときに、あらかじめ、当該工作物の形状、き裂の有無、周囲の状況等を調査し、その調査結果に適応する作業計画を定め、当該作業計画により作業を行わせた。
- (5) スレートでふかれた屋根の上で作業を行う場合において、踏み抜きによる労働者の危険を防止するため、防網を張って作業をさせた。

問 7 爆発、火災等を防止するため事業者が講ずべき措置に関する次の記述のうち、労働安全衛生法令上、正しいものはどれか。

- (1) 液化酸素を製造する設備の内部で作業を行う場合であっても、当該作業が清掃作業であるときは、当該作業の指揮者を定める必要はない。
- (2) 船舶の改造を行う場合に、当該船舶の内部において火気を使用する作業を行うときは、作業中に作業箇所及びその周辺における引火性の物の蒸気又は可燃性ガスの濃度を測定する必要はないが、作業を開始するときにそれらの濃度を測定しなければならない。
- (3) 爆発又は火災が生ずるおそれのある危険物乾燥設備については、爆発戸、爆発孔等を設けないときは、その上部、側部及び底部を堅固なものとしなければならない。
- (4) ヒドロキシルアミンを取り扱うときは、ヒドロキシルアミンと鉄イオン等との異常反応を防止するための措置を講じなければならない。
- (5) コンクリート破砕器を用いて行う破砕の作業において、点火後、装てんされたコンクリート破砕器が発火しないときは、再点火できないように措置を講じた後、直ちに当該作業に従事する労働者にコンクリート破砕器の装てん箇所の点検を行わせなければならない。

問 8 電気による労働災害を防止するため事業者が講じた措置に関する次の記述のうち、労働安全衛生法令上、違反となるものはどれか。

- (1) 電路の点検の作業を行うとき、当該作業に従事する労働者が22キロボルトの特別高圧の充電電路に接近することによる感電の危険があったので、労働者に活線作業用装置を使用させたが、絶縁用保護具は着用させなかった。
- (2) 6.6キロボルトの高圧の充電電路の修理の作業を行うとき、当該作業に従事する労働者に感電の危険があったので、労働者に絶縁用保護具を着用させ、かつ、労働者が現に取り扱っている部分以外の充電電路に絶縁用防具を装着したが、活線作業用器具や活線作業用装置は使用させなかった。
- (3) 400ボルトの低圧の架空電線の充電電路に近接する場所で工作物の建設の作業を行うとき、当該作業に従事する労働者が作業中に当該充電電路に身体が接触することによる感電の危険があったので、労働者に絶縁用保護具を着用させたが、当該充電電路の移設、当該充電電路への絶縁用防護具の装着、感電防止用囲いの設置、監視人の配置の措置は講じなかった。
- (4) 200ボルトの低圧の充電電路の点検の作業を行うとき、当該作業に従事する労働者に感電の危険があったので、労働者に活線作業用器具を使用させたが、絶縁用保護具は着用させなかった。
- (5) 200ボルトの低圧の充電電路に近接する場所で電路の敷設の作業を行うとき、当該作業に従事する労働者が当該充電電路に接触することによる感電の危険があったので、当該充電電路に絶縁用防具を装着したが、労働者に絶縁用保護具は着用させなかった。

問 9 ボイラー等による危険を防止するため事業者が講ずべき措置に関する次の記述のうち、労働安全衛生法令上、正しいものはどれか。

- (1) ボイラーについては、3月以内ごとに1回、その煙突からの排ガス中の窒素酸化物の濃度を測定しなければならない。
- (2) 電気ボイラーについては、伝熱面積の如何によらず、ボイラー取扱作業主任者を選任する必要はない。
- (3) ボイラーの点火を行うときは、ダンパーの調子を点検し、燃焼室及び煙道の内部を十分に換気した後でなければ点火を行ってはならない。
- (4) 第一種圧力容器については、安全弁が複数取り付けられている場合であっても、そのすべてについてその最高使用圧力以下で作動するように調整しなければならない。
- (5) 第二種圧力容器を設置したときは、遅滞なく、設置報告書を所轄労働基準監督署長に提出しなければならない。

問 10 玉掛けに関する次の記述のうち、労働安全衛生法令上、誤っているものはどれか。

- (1) クレーンの玉掛用具であるつりチェーンについては、1月以内ごとに1回、定期に、リンクの断面の直径を測定しなければならない。
- (2) クレーンの玉掛けに用いるワイヤロープの安全係数は、6以上でなければならない。
- (3) 移動式クレーンの玉掛け作業において、磁力により吸着させる玉掛用具を用いるときは、定められた使用荷重等の範囲で使用しなければならない。
- (4) エンドレスでないつりチェーンについては、その両端にフック、シャックル、リング又はアイを備えているものでなければ、移動式クレーンの玉掛用具として使用してはならない。
- (5) 直径の減少が公称径の7パーセントを超えるワイヤロープは、デリックの玉掛用具として使用してはならない。

問 11 建設業に属する事業を行う元方事業者が、その労働者及び関係請負人の労働者の作業が同一の場所において行われるときに講ずべき措置に関する次の記述のうち、労働安全衛生法令上、正しいものはどれか。

- (1) 元方事業者は、ずい道の建設の作業を行う場合においては、労働安全衛生規則に基づき元方事業者及び関係請負人が行わなければならない避難等の訓練について、その実施時期及び実施方法を統一的に定め、関係請負人に周知させなければならない。
- (2) 元方事業者は、その作業を行う場所において関係請負人の労働者が建設機械を用いた作業を行うときは、当該作業が開始される前に、当該建設機械が労働安全衛生法令に基づく定期自主検査が実施されているものであることを確認しなければならない。
- (3) 元方事業者は、その作業を行う場所において作業を行う関係請負人の労働者に対し、その日の作業を開始する前に、実施する作業に関連する労働災害の防止のための措置について周知させなければならない。
- (4) 元方事業者は、その作業を行う場所において新たに作業を行うこととなった関係請負人の労働者に対し、安全又は衛生のための教育を行わなければならない。
- (5) 元方事業者は、高所作業車が転倒するおそれのある場所において関係請負人の労働者が高所作業車を用いた作業を行うときは、当該作業に伴う危険を防止するための措置が適正に講じられるように、技術上の指導その他の必要な措置を行わなければならない。

問12 機械等の検査等に関する次の記述のうち、労働安全衛生法令上、正しいものはどれか。

- (1) 特定機械等であるボイラーは、設置後、3年ごとに1回登録性能検査機関が行う性能検査を受けなければならない。
- (2) 特定機械等である天井クレーンを製造したときは、設置前に都道府県労働局長の製造検査を受けなければならない。
- (3) 動力プレスを設置している事業者は、光線式安全装置を取り付けたときは、登録型式検定機関が行う安全プレスの型式検定を受けなければならない。
- (4) 高圧活線作業に使用する絶縁用保護具は、6月を超える期間使用しないものを除き、6月以内ごとに1回、定期的に、絶縁性能について自主検査を実施しなければならない。
- (5) 型式検定に合格した墜落による危険を防止するための保護帽を使用することができる有効期間は、製造後5年間である。

問13 計画届、報告書等に関する次の記述のうち、労働安全衛生法令上、誤っているものはどれか。

- (1) 事業者は、ずい道の建設の仕事であっても、その内部に労働者が立ち入らないものについては、当該仕事を開始しようとするときに、その計画を所轄労働基準監督署長に届け出る必要はない。
- (2) 事業者は、都道府県労働局長の指示により安全衛生改善計画を作成しようとする場合には、当該事業場に労働者の過半数で組織する労働組合があるときにおいてはその労働組合、労働者の過半数で組織する労働組合がないときにおいては労働者の過半数を代表する者の意見をきかなければならない。
- (3) 都道府県労働局長は、事業者に安全衛生改善計画の作成を指示した場合において、専門的な助言を必要とするとき認めるときは、当該事業者に対し、労働安全コンサルタント又は労働衛生コンサルタントによる安全又は衛生に係る診断を受け、かつ、安全衛生改善計画の作成について、これらの者の意見を聴くべきことを勧奨することができる。
- (4) 事業者は、遠心機械、研削といしその他高速回転体の破裂の事故が発生した場合には、負傷者が生じていないときでも、遅滞なく、報告書を所轄労働基準監督署長に提出しなければならない。
- (5) 事業者は、事業場において発生した労働災害のうち休業を伴わないものについては、1月から12月までの期間におけるその件数を、翌年の2月末日までに、所轄労働基準監督署長に報告しなければならない。

問14 労働者の就業に当たって事業者が講ずべき措置に関する次の記述のうち、労働安全衛生法令上、誤っているものはどれか。

- (1) 雇入れ時の安全衛生教育において、金融業の業種の事業場の労働者については、法令で定められた教育を行うべき事項のうち、省略することができるものには作業手順に関するものが含まれる。
- (2) 雇入れ時の安全衛生教育において、法令で定められた教育を行うべき事項の全部又は一部に関し十分な知識及び技能を有していると認められる労働者については、当該事項についての教育を省略することができる。
- (3) 木材加工用機械の安全装置の調整の業務に労働者をつかせるときは、当該業務に関する安全衛生のための特別の教育を行わなければならない。
- (4) 自動車整備業の事業場においては、新たに職長としての職務につくことになった者(作業主任者を除く。)に対して、職長等の教育を行わなければならない。
- (5) アセチレン溶接装置を用いて行う金属の溶接、溶断又は加熱の作業を行う場合には、ガス溶接作業主任者免許を有する者のうちから、ガス溶接作業主任者を選任しなければならない。

問15 常時250人の労働者を使用する金属製品製造業の事業場から、労働安全コンサルタントに安全診断の依頼があり、安全診断を行った結果、事業場において次のような状況がみられた。この状況のうち、労働安全衛生法令上、違反となるものはどれか。

- (1) 工場に安全衛生担当の課を設け、その課長を安全管理者として選任していたが、工場長を総括安全衛生管理者として選任することはしていなかった。
- (2) 新たに雇った労働者のうち、一般の電気設備を取り扱う者については、電気取扱業務に係る特別教育を行っていたが、通信用設備のみを取り扱う者については、電圧が50ボルト以下で感電の危険がないことから、その教育を行っていなかった。
- (3) 機械と機械の間に設ける通路は、社内規程に基づき原則として幅1メートル以上とされていたが、機械の可動部分に堅固な覆いが設けられている箇所については、幅60センチメートルのところもあった。
- (4) 高さ12メートルの足場を設置して行う工場の外壁の塗装の仕事を専門業者に請け負わせていたが、その足場の組立てから解体までの期間が40日であったので、足場に係る計画の届出をしておらず、また、請け負った業者に対する届出の指導もしていなかった。
- (5) 切削加工の際に使用した油のしみこんだボロ布を、鋼板製の蓋のある容器に入れて工場内で保管していた。

(終り)